

## 東御市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

平成 17 年 11 月 22 日

告示第 51 号

### (趣旨)

第 1 条 この告示は、地球温暖化防止対策の一環として、市内における新エネルギーの導入を促進するため、住宅用太陽光発電システム（以下「対象システム」という。）の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、東御市補助金等交付規則（平成 16 年東御市規則第 37 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象システム 太陽電池その他の設備を用いて太陽光エネルギーを直接電気に変換するもの（電気事業の用に供されるものを除く。）

(2) 系統連携 一の対象システムを次のア及びイのいずれにも該当する状態とすることをいう。

ア 対象システムで発電された電力のうち、対象システムを使用する者が使用しなかった電力（以下「余剰電力」という。）が、一般電気事業者（電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 1 項第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）の所有する電線路に流れるよう対象システムが接続されていること。

イ 余剰電力について一般電気事業者が購入することとなっていること。

### (対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、自ら居住し、若しくは居住する予定の市内の住宅(店舗との併用住宅を含み、賃貸集合住宅は除く。)に対象システムを設置し、かつ、系統連系を行った者（対象システムの購入若しくは設置又は系統連系を行おうとする者を含む。）又は対象システムが設置された市内の新築住宅を購入しようとする者とする。

### (補助金額)

第 4 条 補助金の額は、1 キロワット当たり 3 万円に対象システムを構成する太陽電池の最大出力の値（キロワット単位とし、小数点第 2 位未満の端数が生じた場合は小数点第 3 位を四捨五入するものとする。）を乗じて得た額とし、30 万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

る。

(補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象システムに係る設置工事に着手する前に、補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 対象システムの購入及び設置に係る契約書の写し
- (2) 前号に規定する書類で対象システムの購入及び設置に係る費用の明細が確認できない場合は、当該費用の明細が明記された書類(対象システムの販売又は設置を行った事業者が作成したものに限る。)

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書が提出されたときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(計画変更の承認申請及び決定)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、交付決定の通知を受けた後において、補助金交付申請の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに計画変更・中止・廃止承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の変更等の承認申請があったときは、当該変更等を承認するかどうかを決定し、計画変更・中止・廃止決定通知書(様式第4号)により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、対象システムの設置等が完了した後、速やかに補助金実績報告書(様式第5号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 対象システムの設置に要した費用に係る領収書の写し及び内訳書
- (2) 対象システムの設置状況が分かる複数の箇所の写真
- (3) 一般電気事業者との系統連系に関する契約書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの

(交付額の確定及び通知)

第9条 市長は、前条の補助金実績報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第6号)に

より、補助対象者に通知するものとする。

( 交付請求 )

第 10 条 前条の規定により補助金額確定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助金額確定通知書の交付日から起算して 30 日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、補助金交付請求書（様式第 7 号）を市長に提出するものとする。

( 協力 )

第 11 条 市長は補助決定者に対し、必要に応じて売電量及び買電量に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

( 補則 )

第 12 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この告示は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 この告示の施行の日の前日までに改正前の東御市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱の規定に基づき予約の決定を受けた補助金の交付については、なお従前の例による。